



△道路行政に關係ある法律、命令、訓令、通牒等苟くも道路行政に當る人々の知らざるべからざることは凡て本欄に於て紹介す
 △道路行政に關し生じたる疑問は本欄に於て回答するを以て會員諸氏は隔意なく質問あらん事を望む

發第二六號

昭和十年三月十八日

内務省土木局長

各地方長官殿

競 願 關 係 調 書

免許申請者	申請書受理年月日	資産及信用ノ程事業ニ關スル比較用ヲ	成否及敷道路ノ適否(道路他ノ交通事業ニ及スル比較管理者ノ意見)	ホス影響ノ程度	其ノ他必要ト認ムル事項

自動車運輸事業ノ事務處理ニ關スル件通牒
 自動車交通事業法施行規則第五條第二項ノ規定ニ依リ自動車運輸事業免許申請書ヲ當省ニ提出セラルルニ方リ該申請書カ同條第一項第四號ニ規定スル他ノ交通機關ニ影響アル場合又ハ同第五號ニ規定スル競願アル場合ニ於テハ之等各線路又ハ路線ト申請路線トノ關係ヲ詳細ニ知り得ル五萬分一地形圖(五萬分一地形圖ナキ地ニ在リテハ之ニ類似ノモノトシ市街地等ニシテ路線ノ分明シ難キモノハ別ニ適當ノ圖面ヲ用ヒルコト)ヲ添付シ且同種ノ事業ニ付競願アル場合各申請書ヲ同時ニ進達相成度尙同時ニ別表ニ依ル競願關係調書御提出相成度